

防犯カメラ運用細則

第1条（趣旨）

この細則は、箕面栗生第二住宅管理規約（以下規約という）第64条（細則の規定）に基づき箕面栗生第二住宅内に設置する防犯カメラの管理、運営及び運用を図るため、必要な事項を定める。

第2条（設置の目的）

防犯カメラの設置は、区分所有者および居住者の防犯および犯罪の予防並びに管理組合の財産の維持保全に資することを目的とし、防犯カメラの運用、管理運営にあたっては十分プライバシーに配慮するものとする、

第3条（機器構成及び設置場所）

防犯カメラの機器構成は、11台のカメラと2台の録画装置および2台のモニター装置によって構成する。

2. カメラは次に掲げる場所に設置する。

- 一、給水塔付近の来客用駐車場所および契約者駐車場所に計7台
- 二、集会所北東角及び南東角に計4台

3. 理事長は、防犯カメラが録画中又は作動中であることについてステッカー等の掲示により周知を図ることとする。

第4条（録画と保管）

理事長は、防犯カメラの機器、録画した映像を適正に保管し管理するものとする。

2. 防犯カメラの操作、録画した映像の保管および廃棄並びにこれらに付随する行為は理事長が行う。ただし、これらの行為を防犯カメラの設置業者または管理業者等第三者に委託して行う事ができる

3. 録画した映像の保管期間は7日間とする。

第5条（録画映像の閲覧）

録画した映像は、次の各号のいずれかに該当する場合に閲覧することができるものとする。

- 一、犯罪行為、汚損、毀損行為が発生した場合
- 二、前号の行為の予防保全措置を講じる必要が極めて高いと認められる場合
- 三、警察等の捜査機関からの要請若しくは法令の定めによる要請の場合
- 四、理事会が必要と認めた場合

2. 録画した映像を閲覧しようとするときは、理事会の決議を経て、複数の理事の立会いのもとで行わなければならない。

3. 前項の録画した映像の閲覧につき、理事会の決議を経る時間的余裕が無い時は理事長の判断により閲覧することができる。この場合、理事長は、閲覧後速やかに理事会に報告しなければならない。

4. 理事長は、録画した映像を次の各号に掲げる場合を除いて第三者に閲覧させ、または貸与してはならない、
 - 一、1項三号の捜査機関若しくは法令の定めによるとき
 - 二、犯罪行為等の被害者からの閲覧要請により、理事長が理事会の会議を経て承認したとき
5. 理事長は、録画した映像を閲覧または貸与した場合には、閲覧の年月日および時刻並びに閲覧者の氏名を防犯カメラ閲覧記録簿に記録しなければならない。
6. 前項の防犯カメラ閲覧記録簿は、少なくとも2年間保管しなければならない。

第6条（守秘義務）

録画した映像を閲覧した者は、閲覧したことによって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

第7条（細則外事項）

この細則に定めのない事項については、規約又は他の使用細則の定めるところによる。

第8条（細則の改廃）

この細則の変更又は廃止は、直近の総会の決議によるものとする。

ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ行うことができない。

附則

第1条（細則の施行）

この細則は、平成24年6月9日からその効力を発する。